

広島県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十一年四月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 事 項	
種 類	名 称	所 在 地	変 更 後
病 院	黒瀬町介護老人 保健施設 もみ じ園	東広島市黒瀬町乃美尾 五五五番地一	介護老人保健施設 もみじ園